

会議の概要（議事録）

会議の名称	(番号) 1 - 03	平成30年度第1回 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会		
開催日時	平成31年3月22日(金) 午前10時から正午まで			
開催場所	墨田区役所8階 82会議室			
出席者数	18名 【委員】 安藤朝規 田中哲 千野美智子 戸井田光弘 福田はるみ 松村雅生 森田典子 吉田大祐 (50音順・敬称略) 【担当課】 保健計画課 保健計画課事務取扱保健衛生担当参事 保健計画課健康推進担当主査 高齢者福祉課 福祉保健部副参事(介護・医療連携調整担当) 高齢者福祉課長 高齢者福祉課地域支援係主査 高齢者福祉課地域支援係主事2名 【事務局】 総務課長 総務課文書管理係長 総務課文書管理係主任			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	0名
議題	[諮問事項2件] 1 がん検診事業に係る個人情報の目的外利用について 2 すみだ高齢者見守りネットワーク事業におけるひとり暮らし高齢者等の個人情報に係る本人外収集、目的外利用及び外部提供について			
配付資料	資料1 がん検診事業に係る個人情報の目的外利用について(概要) 資料2 運営審議会諮問事項調書(保健計画課) 資料3 平成30年度地域保健・健康増進事業報告について(事前周知) 資料4 市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について 資料5 すみだ高齢者見守りネットワーク事業におけるひとり暮らし高齢者等の個人情報に係る本人外収集、目的外利用及び外部提供について(概要) 資料6 運営審議会諮問事項調書(高齢者福祉課) 資料7 墨田区高齢者みまもり相談室事業実施要綱 資料8 すみだ高齢者見守りネットワーク事業実施要綱 資料9 気付き・相談のガイドライン 資料10 みまもり事例 ~			

会 議 概 要

- 1 区長からの挨拶・委嘱状交付
区長が挨拶を行い、委員に対し委嘱状を交付した。
- 2 会長及び副会長の選任
委員による互選の結果、会長に松村委員、副会長に安藤委員が選任された。
- 3 【諮問事項1】がん検診事業に係る個人情報の目的外利用について
保健衛生担当参事による概要説明の後、種々意見交換を行った結果、差し支えないものとして承認した。発言内容については、以下のとおりである。
(会 長)
まず1点質問したい。目的外利用した場合、事後的に本人へ通知することが原則であり、今回は費用と事務量が膨大であるとの理由から省略したいとのことであるが、対象者数はおよそどれくらいか。
(保健計画課主査)
対象者はおよそ54,000人と推計している。
(会 長)
先般、日本ではがんによる死亡者が増えているが、アメリカではがんによる死亡者が減っているという新聞記事を見つけた。その大きな原因として、がん検診の受診率がアメリカよりも日本の方が低いからだということが報道されていたが、そのような事実は把握しているか。
(保健衛生担当参事)
日本とアメリカとの比較については把握していないが、日本では、国が目標とするがん検診の受診率は概ね50%である。
本区の場合、区民向けの検診や職域検診に人間ドック等の任意型検診を合わせた受診率で比較してみると、便を自ら採取し、提出するだけで検査が行える大腸がん検診は51%という受診率である一方、エックス線検査や内視鏡検査を医療機関で予約しなければならない胃がん検診は33%という受診率にとどまっており、検診の種類によりその受診率にはばらつきがみられる。
(委 員)
実際の作業の中身を確認したい。資料には、転送処理の対象について、19歳以上の国保加入者に拡充するためのシステム改修を行うとあるが、これはどのような意味か。
(保健計画課主査)
これまで、特定健診を実施するに当たり、国保加入者のうち39歳以上の方のデータを目的内利用で連携していたが、今回、がん検診の統計報告において国保加入者の情報を目的外利用するに当たり、30年度報告分から19歳以上の方のデータを連携する必要があるため、連携対象の年齢を拡充する改修作業が必要になるということである。
(委 員)
改修作業は外部委託ではなく、区の職員が行うという認識でよいか。
(保健計画課主査)
改修作業は住民基本台帳システムを管理している事業者が行う。

会 議 概 要

(委 員)

その事業者との間で、秘密を漏えいしないための契約は結ばれるのか。

(保健計画課主査)

改修作業を委託する際には、その項目も含めた契約を締結することになる。

(委 員)

委託先から情報が漏えいすることが昨今の社会問題となっていることから、その点はきちんと留意していただきたい。

(委 員)

39歳以上の方のデータを連携するという点に関しては、個人情報の取扱いとして既に承認が得られているという認識でよいか。

(保健計画課主査)

39歳以上の方のデータは、国保加入者が対象者である特定健診事業の目的内利用であるため、承認は必要ない。がん検診事業では、現在は国保加入者に限らず、区が行うがん検診を受診する住民全体を対象とした統計報告となっている。今後は、がん検診の受診者のうち19歳以上の国保加入者がどの程度いるのかという数字が必要となるため、その数字を別事業で既に連携している39歳以上の方のデータも含めて目的外利用するという趣旨である。

(委 員)

これまでのがん検診の受診率と新たな算定方法によるがん検診の受診率とでは、その数字にどのくらいの差が出るのか。

(保健衛生担当参事)

これまでの受診率の算定方法は、分母の数が全住民数、分子の数が区のがん検診の全受診者数であったため、国保加入者でない方も含まれていたが、新たな受診率の算定方法は、分母の数が国保加入者数、分子の数が国保加入者に限定したがん検診の受診者数となり、自治体間での受診率の比較が容易になる。

(委 員)

本人通知については省略することだが、できる限り区報等により区民に対して周知することが望ましいと思う。その点はどのように考えているのか。

(保健計画課主査)

今後検討しなければならないが、例えば、受診案内にその旨を一文追加する等の方法が考えられる。

(委 員)

国保加入者だけに通知する方法として、国保だよりを活用できるのではないか。

(保健衛生担当参事)

国保だよりを作成している国保年金課と調整をし、通知ができるような方向で検討させていただきたい。

(委 員)

先ほど会長が発言されていた日本とアメリカの比較の話であるが、高齢化が進み最終的な死因ががんとして亡くなる方が、日本では多いということが要因だと言われている。

また、自分の健康に対する関心がアメリカの方が高いと言われており、子宮頸がん検診の受診率がアメリカでは80%であるのに対し、日本では40%にとどまっ

会 議 概 要

ている。

職域検診の受診者が多い地域と比べて、墨田区は町工場が多いという特性もあり、区が実施するがん検診の対象者が比較的多い区であるため、議会においても受診率を上げるための意見を主管課へ出しているところであり、是非ともきちんと案内をして十分なケアを行ってほしいと考える。

(委 員)

2点質問したい。1点目は、対象者を19歳以上の方に拡充するというところであるが、従来から行っている安全管理対策を何か変更する予定はあるかということ伺いたい。2点目は、国民健康保険システムから健康情報システムへのデータの転送の方法についてももう少し詳細に伺いたい。

(保健計画課主査)

これまで、システム上のセキュリティ管理は十分に行っているという認識であるため、対象者を拡充するに当たり、特に対策を変更する予定はない。

連携方法については、国民健康保険システムで整理番号に紐づけた国保資格取得年月日及び資格喪失年月日の情報の連携処理を行い、健康情報システム内の住民基本台帳情報に整理番号で紐づけをし、取込みの処理を行うというものである。

(委 員)

連携情報にマイナンバーは含まれているのか。

また、資料によると、転送方法は電子媒体により行うとあるが、CDのような媒体を用いての転送方法となるのか。

(保健計画課主査)

特定個人情報については、連携情報には含まれていない。

具体的な転送方法については、ボタンを押すだけでデータの転送が行えるようシステムを組み直すというイメージで考えているため、CDのような媒体を用いての転送ではない。

(委 員)

なぜ拡充する対象者は19歳以上という若年層が含まれる年齢設定なのか。

(保健衛生担当参事)

子宮頸がん検診の対象者に若年層が含まれているというのがその経緯である。

(会 長)

種々意見が出たところではあるが、この諮問については差し支えないものとしてよろしいか。

(委員一同)

異議なし。

4 【諮問事項2】すみだ高齢者見守りネットワーク事業におけるひとり暮らし高齢者等の個人情報に係る本人外収集、目的外利用及び外部提供について

福祉保健部副参事(介護・医療連携調整担当)による概要説明の後、種々意見交換を行った結果、個人情報を慎重に取り扱うようにとの意見を付帯した上で、差し支えないものとして承認した。発言内容については、以下のとおりである。

(会 長)

まず1点質問したい。資料によると、東京都には「高齢者見守り相談窓口設置事

<p>会 議 概 要</p>	<p>業実施要綱」という要綱があるようだが、当該事業は、東京都の指導により各自治体が行っている事業という認識でよいか。</p> <p>(福祉保健部副参事)</p> <p>各自治体が当該事業を実施するに当たり、東京都が補助金を出しているものである。今年度10月現在では、東京23区のうち10区が当該事業を実施している。</p> <p>(委 員)</p> <p>情報を収集する相手先の企業は何社程度あり、またどのような企業があるのか。</p> <p>(福祉保健部副参事)</p> <p>現在協定を結んでいる企業は、東京都水道局、置き薬や宅配業務を行う企業、コンビニエンスストアの企業、生活協同組合、東京都住宅供給公社の5社である。</p> <p>そのほか、協定は結んでいないが、5社ほどの企業の協力を得ている。</p> <p>(委 員)</p> <p>先ほどの説明では、新聞配達の業者が例に挙げられていたが、そこは今後検討される予定でいるということか。</p> <p>(福祉保健部副参事)</p> <p>現在協定を結ぶには至っていないが、今後整備をしていきたいと考えている。</p> <p>(高齢者福祉課主査)</p> <p>新聞組合については、高齢者だけでなく区民全体を見守る「ながら見守り」という形で、安全支援課が協定を結んでいる。</p> <p>(委 員)</p> <p>資料では、目的外利用する情報を「関係各課等が他の業務又は他の事業において収集した本人に関する保有個人情報」としており、かなり解釈が幅広いという印象を受けるが、具体的にどういう情報なら収集でき、どういう情報なら収集できないといった規程のようなものはあるのか。</p> <p>(福祉保健部副参事)</p> <p>細かい規程というものはないが、例えば、生活福祉課に照会をして、対象者が生活保護を受給しているということ把握すれば、必要最低限の情報を収集し、対応に当たるということを行っている。</p> <p>(委 員)</p> <p>その情報が必要かどうかという判断は、現場の職員が自身で行うということか。</p> <p>(福祉保健部副参事)</p> <p>みまもり相談室の業務として、個人の判断ではない形で行う。事案の緊急度や状況に応じて、組織として判断し、情報を収集していくものと考えている。</p> <p>(委 員)</p> <p>歯止めとなるものがなければ、目的外利用する情報の範囲が拡大していくという懸念があるように思う。</p> <p>(会 長)</p> <p>ここでいう目的外利用というのが、現に区の実施機関が把握している情報を利用するというのであれば、情報の範囲はある程度想定できるように思える。</p> <p>(委 員)</p> <p>「関係各課等」が区の組織内の課ということであれば、照会した情報が外部に漏れるということはないということか。</p>
----------------	---

<p>会 議 概 要</p>	<p>(福祉保健部副参事) そのとおりである。</p> <p>(委 員) 「関係各課等」が具体的にどの範囲を指すかという規程はあるのか。</p> <p>(福祉保健部副参事) 資料では、生活福祉課、障害者福祉課、地域包括支援センターを挙げている。</p> <p>(委 員) 資料で挙げられている情報の範囲に限定はされているという理解でよいか。</p> <p>(福祉保健部副参事) ここで挙げたものを中心に一定程度の情報に限定されているものと考えている。</p> <p>(委 員) 主に想定されるケースというのは、金銭問題を含む生活上のことと生命の危険に関わることという認識でよいか。</p> <p>(福祉保健部副参事) 高齢者の見守りに関してはかなり幅広いことが想定され、例えば最近見かけないといった、少し気になるという程度のもも含まれることになる。</p> <p>(委 員) 消費者センターでは、認知症が疑われる方に関する相談もあり、そういった場合の介入というのは難しいものだと感じているが、認知症のある方に対しては、どの程度まで関わっていくものなのか。</p> <p>(高齢者福祉課主査) 消費者被害ということになると、安全支援課や消費者センターとの連携も必要となってくるので、カンファレンスを行いながら、役割分担を決め、情報を共有していかなければならない。認知症の方への関わり方というのは非常に難しい問題であり、介護支援専門員、社会福祉士といった専門の資格を持つみまもり相談室の職員が、そのスキルを活用しながら、さりげなく本人に接触し、少しずつ本人との信頼関係を築いた上で、改善に向けた動きを進めていくという状況である。</p> <p>(委 員) 地域の民生委員からリクエストがあったので話したい。例えば、避難行動要支援者名簿について、区から民生委員には提供されるが、町会・自治会には提供されない。町会・自治会は、要配慮者サポート隊の結成やマップの作成という重要な役割を担っている一方、区から支援が必要な方の情報が得られないというある意味矛盾した状況にある。民生委員からすれば、町会・自治会の役割を理解していながら、情報を容易に提供することができないという複雑な立場にあるため、個人情報の取扱いが非常に難しい。</p> <p>(会 長) 避難行動要支援者名簿の提供については、以前に本審議会で承認しているわけだが、今回の見守り事業に関しては、どういう情報をどういう相手に外部提供するかというところが、明確でない面がある。情報を提供してくれた人だけにフィードバックするのか、それとも提供してくれた人だけに限らないのか、その辺りをもう少し具体的に教えてほしい。</p> <p>(福祉保健部副参事)</p>
----------------	--

会 議 概 要

今回の諮問は、平常時の見守りという性質のものである。民生委員には、区が設置した高齢者相談員として地域の高齢者を支援する役割を担っていただいているので、利用目的の範囲で高齢者名簿を渡しているところである。避難行動要支援者名簿については、防災課との調整も必要となるため、今この場でお答えすることはできない。

(高 齢 者 福 祉 課 主 査)

外部提供の範囲について、区が収集した情報を通報者に対して全て提供するわけではなく、あくまでも本人が地域で生活する上での必要最低限な情報に限定している。

また、その際に本人の同意を得るのが当然の条件になるため、本人に同意を得た上で答えられる範囲の内容を伝えるだけであり、場合によっては、本人から通報者に対して直接伝えてもらうこともあると考えている

(会 長)

資料によると、「本人への対応協力を依頼する関係機関」も情報の提供先に含まれているので、通報者以外にも情報を提供することがあるのか。

(高 齢 者 福 祉 課 主 査)

主には民生委員になるが、通報者以外にも提供することは想定している。

(委 員)

災害時に関しては、民生委員のほかにも町会・自治会や消防団にも情報が提供されるということだが、平常時の場合には、民生委員には提供されるが、町会・自治会には提供されないという理解でよろしいか。

(福 祉 保 健 部 副 参 事)

もし町会・自治会が通報者であったとすれば、フィードバックという意味での提供はあるが、協力依頼という意味での提供はない。

(委 員)

認知症や独居の高齢者の情報を得て、町会・自治会が必要な調整を図らなければならない場面もあると思うが、町会・自治会という立場で情報提供をお願いしても情報はもらえないのか。

(福 祉 保 健 部 副 参 事)

町会・自治会が最初の通報者という立場であったとすれば、フィードバックすることはできる。

(委 員)

町会・自治会が区から個人情報の資料を預かる場合は、受領したことを確認する書類を書かされるが、反対にその資料を区に返すときは、特に何の書類の記入もない。預かるときはコピーをしない等の厳しい制約がある一方で、返すときには口頭でのやり取りしかされないということだと、もし返していないと区から言われてしまったときに、返却したという証拠が何もない状況になってしまう。

(総 務 課 長)

区が外部から情報を預かったり、外部へ情報を提供したりということはあらゆる場面で想定される。そのときに、いつ、誰からどのような情報を預かったあるいは提供したという記録を残す手続は大切なことである。受領証を発行するなど方法は様々あるが、今回の御指摘を踏まえ、個人情報保護制度を所管している総務課から

会 議 概 要

各課に対して周知するという事はできるかと考えている。

(委 員)

最初の説明の中で、目的外利用できない場面があったという話をされていた。確かに通報の件数が増えたことで、考え方を整理するという事も大切だとは思いますが、これまでもこの事業はスムーズに行われてきたのではないかと。今回の諮問により明確にしなければ、目的外利用ができない場合というのは、具体的にはどのような場合なのか。

(福祉保健部副参事)

事例によって、個人情報を出せないと言われてしまう場面が実際にあったのは事実である。目的外利用だということであれば、きちんとした手続を経なければ、情報共有ができない状況になっている。

(委 員)

本人からしてみると、この人にだけは伝えてほしくなかったということが実際にあるかもしれない。例えば、本人が救急車で病院に運ばれるようなケースであった場合、本人から了解を得られないときに、通報者に対して病院名まで伝えることはあるのか。

(福祉保健部副参事)

本人から同意が得られれば病院名を伝える可能性はあるが、基本的には病院名を伝えることはない。「区が関わっているので安心してほしい」や、「本人は無事だった」といった内容を伝えることになる。

(高齢者福祉課主査)

外部提供の例で最近非常に増えているのが、遠方に住んでいる親戚からの問合せである。区としては、問合せをしてきた方が本人の親戚であるかどうかを確認することはできないため、当然具体的なことを答えることはない。もし本人が自分で連絡できる状態であれば、「こういう方から問合せがあったので、その方へ連絡を取ってもらえないか」といったことを本人へお願いするという対応を取っている。

(会 長)

民生委員に協力依頼をする場合があるということだが、本人から同意を得た上で、民生委員に協力依頼をするということではよろしいか。

(福祉保健部副参事)

原則として、本人に同意を得た上で民生委員には協力依頼をすることになる。

(会 長)

これまで、情報がやり取りされていることについて、見守られている本人から何か言われてトラブルに発展したことはないのか。

(高齢者福祉課主査)

今のところトラブルに至ったという話は把握していない。みまもり相談室としても、外部提供については研修等も実施してかなり慎重に対応しており、また、今回の諮問で主になるのは、本人外収集の部分である。本人への関わり方についても、通報があったということを伝えて本人に接触するわけではなく、みまもりだよりの配布等を行いながら、自然な形で本人との関係を構築していくものである。

(会 長)

高齢者みまもり相談室は、区から委託を受けた事業者が運営しているとのことで

<p>会 議 概 要</p>	<p>あるが、これまでどのような者に委託しているのか。</p> <p>(福祉保健部副参事)</p> <p>委託事業者は、社会福祉法人又は医療法人である。特別養護老人ホームのような高齢者福祉業務を行っていた法人に委託をしている。</p> <p>(委 員)</p> <p>高齢者の見守りネットワークの必要性は、現在非常に高まっているように思う。特に認知症の方の医学的なフォローの視点で、医療機関との連携を図らなければならないということを国は盛んに言っている。そうすると、情報の範囲は自然と広がっていき、場合によっては病歴といった情報を共有することもあり得る。今回の諮問は、そういった課題も含んでいるので、今後様々な問題が起こり得るのではないかという懸念はある。</p> <p>一方で、自分自身も自治体からの依頼により補助人を務めているが、その経験から言わせていただくと、情報の共有というのはかなり必要性の高いことだと実感している。また、本人が頑なに拒否の意思表示をしていると、実際には同意を得ることが非常に難しい場合もあるが、本人に対する最初の支援の場面で情報がうまく共有されていないと、誤った方向に事態が進んでいく可能性もある。</p> <p>したがって、プライバシーの問題は非常に大切なことではあるが、現実問題として、このような事業が必要不可欠な状況になっているように思う。</p> <p>(会 長)</p> <p>情報の内容については、主管課から説明があったものの、提供された資料の範囲では、どういう情報が収集され、どういう形で提供されるのかということが少し不明確な部分があることから、慎重に取り扱うよう付言をした上で、この諮問については差し支えないものとしてよろしいか。</p> <p>(委員一同)</p> <p>異議なし。</p> <p>(会 長)</p> <p>これで今回の運営審議会を終了する。</p> <p>【議事録は以上である。】</p>
<p>所 管 課</p>	<p>総務部総務課文書管理係</p>